

「自治の基本原則」

(たたき台)

- (1) 地方自治の本旨(憲法上の原則)
 - ① 住民自治
地方政治は住民が決める。(内部的な自治)
 - ② 団体自治
中央政府に対して地方政府が分立する。(対外的な自治)
- (2) 住民自治を実現するためのルール
 - ① 参加及び協働の原則
 - ② 情報共有の原則
- (3) 団体自治を実現するためのルール
 - ① 法令の自主解釈
 - ② 財政自治の原則
 - ③ 対等及び協力の原則
- (4) 参加及び協働の原則 <ここから各論>
 - ① 市民参加の対象の範囲
 - ② 参加主体の範囲
 - ③ 政策提案制度の確立
市民が執行機関に対し、提案できる機会を保障する。
 - ④ 協働の当事者
 - ⑤ 参加・参画と協働のちがい
参加・参画
協働
 - ⑥ 協働ルールの整備 (別の条例でさだめる)
- (5) 情報共有の原則
 - ① 市民は行政・議会と情報共有
 - ② 行政の会議は原則として公開
 - ③ 個人情報の保護